水郡線定期券利用者優待割引制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県水郡線利用促進会議(以下、「利用促進会議」という)及び沿線企業等が一体となって、水郡線の定期券購入促進を通じた同路線の維持活性化を図ることを目的とする「水郡線定期券利用者優待割引制度」(以下「優待制度」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優待制度

第2号に規定する条件を満たす水郡線定期乗車券(以下、「水郡線定期券」という)の券面に記載された所有者本人又は本人を含むグループが、水郡線定期券を提示することにより、第3号に規定する協賛店舗等が独自に設定した特典を受けることができる制度。

(2) 水郡線定期券

券面記載の区間内に、茨城県内の水郡線駅を含む Suica 又は磁気定期乗車券であって、当該定期券の提示時点で有効期限内であるもの。

(3) 協替店舗等

第3条第2項の規定による承認を得て、優待制度に協賛し、水郡線定期券の提示者に特典を提供する店舗又は施設。

(4) 協賛ポスター等

利用促進会議から協賛店舗等に配布するポスター等の広報資材一式。

(協賛の手続き等)

- 第3条 優待制度に協賛しようとする店舗又は施設を営む者は、店舗又は施設ごとにいばらき電子申請・届出サービスの協賛店登録申込フォーム又は協賛店登録申込書により、利用促進会議に協賛を申し込むものとする。
- 2 利用促進会議は、前項の規定による申込みがあったときは、優待制度の趣旨に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、その旨を申込者に通知するとともに、速やかにホームページを通じて公表するものとする。
- 3 協賛店舗等を営む者は、第1項の規定により申し込んだ内容を変更しようとする ときは、いばらき電子申請・届出サービスの協賛店登録内容変更申込フォーム又は 協賛店登録内容変更申込書により、利用促進会議に事前に届け出るものとする。
- 4 協賛店舗等を営む者は、協賛を中止しようとするときは、いばらき電子申請・届出 サービスの協賛店登録内容廃止申込フォーム又は協賛店登録内容廃止申込書によ り、利用促進会議に事前に届け出るものとする。
- 5 利用促進会議は、第3項及び第4項の規定による届出を受けたときは、内容を確認し、承認した旨を申込者に通知するとともに、速やかにホームページを通じて公表するものとする。

- 6 協賛店舗等は、協賛ポスター等の取扱いについて、次に掲げることに留意するも のとする。
- (1) 提供する特典の内容を協賛ポスターの所定の位置に記載し、水郡線定期券の使用者が見やすい位置に掲示すること。
- (2) 特典の内容を変更するときは、変更日以後、速やかに協賛ポスターの記載を変更すること。
- (3) 協賛を中止するときは、中止の日以後、協賛ポスター等を掲示してはならないこと。

付 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行し、令和5年3月1日から適用する。